

令和 8 年海面漁業権免許新規設定等における漁業権免許申請要領

第 1 趣旨

この要領は、令和 8 年海面漁業権免許新規設定等における漁業権免許申請に係る各種手続について必要な事項を定める。

第 2 免許申請

- 1 免許申請は令和 8 年 6 月 30 日に公示された海区漁場計画の漁業権の公示番号ごとに行い、免許申請に係る書類は 1 漁業権ごとに原本 1 部を提出すること。
- 2 新規の免許申請に係る手数料は、漁業権 1 件につき 3,700 円とし、変更の免許申請に係る手数料は、漁業権 1 件につき 2,500 円とする。これらの手数料は、県証紙により納付すること。
- 3 申請期限は令和 8 年 8 月 31 日までとする。
- 4 漁業権免許申請の手続に係る申請書の様式及び添付書類（以下、免許申請書類という。）は別表「免許申請一覧」のとおりとする。
- 5 免許申請書類の作成等にかかる留意事項は以下のとおりとする。
 - (1) 免許申請書（様式 1）
 - ・住所、氏名を記載の上、実印を押印すること。
 - ・申請者が法人にあっては、住所には主たる事務所の所在地を、氏名には名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - ・共同申請の場合は、代表者の住所及び氏名を記載すること。
 - ・漁業権の公示番号は海区漁場計画を確認の上、申請書に記載すること。
 - (2) 印鑑証明書
 - ・発行日から 3 か月以内のものとする。
 - ・共同申請の場合は、共同申請者全員の印鑑証明書を提出すること。
 - ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。
 - (3) 定款
 - ・網組にあっては、定款がある場合は添付すること。
 - ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。
 - (4) 登記事項証明書

- ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。

(5) 事業計画（様式 2、3）

- ・漁業協同組合（以下、組合という。）が申請する共同漁業権及び区画漁業権については、直近の事業計画を添付すること。
- ・組合が同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。
- ・組合以外が申請する区画漁業権の場合は様式 2 を、定置漁業権の場合は様式 3 を使用すること。

(6) 適格性に関する誓約書（様式 4）

- ・組合以外が申請する区画漁業権又は定置漁業権の場合に添付すること。
- ・申請者が法人にあつては、住所には主たる事務所の所在地を、氏名には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ・共同申請の場合、共同申請者全員が誓約書を提出すること。
- ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。

(7) 漁業法第 72 条第 2 項第 1 号の要件を満たすことを証する書類（様式 5）

- ・既存漁場に設定される区画漁業権の免許申請をする場合に提出すること。
- ・関係地区に住所を有し、既存漁場に設定される当該漁業権の漁業を営む者の世帯数を把握すること。
- ・把握した世帯数のうち、組合員の世帯数が 3 分の 2 以上となる場合、適格性が認められる。

(8) 漁業法第 72 条第 2 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類（様式 6）

- ・共同漁業権又は新規漁場に設定される区画漁業権の免許申請をする場合に提出すること。
- ・関係地区に住所を有し、1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の世帯数を把握すること。
- ・沿岸漁業とは、総トン数 20 トン未満の動力漁船を使用して行う漁業のことをいう。
- ・把握した世帯数のうち、組合員の世帯数が 3 分の 2 以上となる場合、適格性が認められる。

(9) 総会又は総会の部会の議事録抄本

- ・総会又は総会の部会の議事録抄本を提出する際、議案書も併せて提出すること。
- ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。

(10) 総会又は総会の部会の議決集計表

- ・総会又は総会の部会の定足数及び総会特別議決について確認ができる内容のも

のとすること。

- ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。

(11) 代表者選定届（様式7）

- ・共同申請の場合に提出すること。
- ・共同申請者全員の住所及び氏名を記載し、実印を押印すること。

(12) 共同経営出資持分調書（様式8）

- ・共同申請の場合に提出すること。
- ・共同申請者全員の氏名を記載し、実印を押印すること。
- ・議決権、損益分配の割合及び漁業権の持分割合が出資金額割合と同等の場合は、その旨を記載し、これらの記載を省略することができる。

(13) 組合員、社員又は株主の名簿

- ・組合の申請にあっては、組合員の氏名及び住所が記載された名簿を提出すること。
- ・法人の申請にあっては、株主及び漁業従事者の氏名及び住所が記載された名簿を提出すること。
- ・網組の申請にあっては、漁業従事者の氏名及び住所が記載された名簿を提出すること。
- ・個人の申請にあっては、漁業従事者がいる場合にのみ氏名及び住所が記載された名簿を提出すること。
- ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。

6 免許申請書類以外に、必要に応じて申請者からさらに資料の提出を求めることがある。

7 申請者が組合の場合、支所又は出張所にて必要な書類を整理し、本所で取りまとめの上、石川県水産課に提出すること。

8 申請者が組合以外の場合、所属する支所又は出張所を経由して、石川県水産課に提出すること。